

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年9月17日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前 9時59分 開議
午前10時12分 散会

付託事件

議案第80号、議案第87号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）、報告第48号（ただし、別表中歳出を除く）、報告第49号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）
- ③ 報告第48号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第4号））（ただし、別表中歳出を除く）
- ④ 報告第49号 専決処分について（水戸市手数料条例の一部を改正する条例）

2 出席委員（6名）

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 中 真 己 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	人事課長	安 里 裕 行 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	渡 邊 徳 子 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 津 英 臣 君

財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君
契約検査課長	鈴木 和 男 君	資産税課長	浅野 一 志 君
収 税 課 長	高 安 正 紀 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君
防災・危機 管理課長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	沼 田 誠 君	新市民会館 整備課長	須 藤 文 彦 君
男女平等 参画課長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	柴 崎 美 博 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	栗 原 千 尋 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	和 田 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	永 井 誠 一 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君

6 事務局職員出席者

議 事 課 長	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
---------	---------	-----	-------------

午前 9時59分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

初めに、昨日の委員会で福島委員から御質問がございました、都市公園及び体育施設の管理費につきまして、執行部から説明を願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 昨日、お答えできませんでした予算について報告をさせていただきます。

本市の公園管理は、指定管理者による公園協会に委託しており、令和3年度予算は6億7,690万円でございます。そのうち約2億8,400万円が樹木管理、除草関係経費でございます。

また、体育施設につきましては、スポーツ振興協会に委託しており、令和3年度予算は8億9,730万円でございます。そのうち1億4,700万円が樹木管理、除草関係経費でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの件につきましては説明のとおりでございますので、御了承願います。

福島委員。

○福島委員 ただいま説明をいただきましたが、概算で4億円、これは樹木の剪定や、そして公園等の維持管理費で最低限かかっていることであります。これは、毎年毎年樹木が大きくなるんですよ。経費はかかっているわけです。だから、私が言いたいのは、どんな都市公園であっても樹木の管理は将来を見越して、樹木の伐採や剪定、そういうものの景観を侵さないように計画を立てるべきだと。極端なことを申し上げれば、簡単に言えば、木が大きくなれば切っていけば、その分経費が少なくなる。樹木というのは1年過ぎると、物すごく大きくなります。特に我々は毎日、偕楽園の前を通ってきますが、物すごく草も生えて、剪定も大変です。それから桜通りの桜なんていうのは、この桜川の桜もそうですが、昔、和田祐之介さんがいたときにやったんですが、もうみんなこんなに大きくなって、街路も何も危なくなっているんです。

だから、そういうのはもう児童公園や何かがある中で、特にそういう樹木の伐採や剪定はやらないと経費がどんどんかかってしまうと。

極端なことを申しますが、公園管理の最大の経費は景観の維持であります。これには将来計画を立てて、十分配慮をするようにと委員会から意見を付してください。

○高倉委員長 ただいまの件は、正副委員長で協議させていただきたいと思えます。

それではよろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第80号ほか3件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第80号ほか3件を一括議題としたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案等については、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について、順次、

御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いいたします。

なお、議案第87号、報告第48号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承を願います。

初めに、議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

大津委員。

○大津委員 議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

東町運動公園体育館に新たな大型映像装置を設置することに伴い、利用料金の改正を行うわけですが、施設のクオリティが高まり、私は大変すばらしいことであると思っております。

しかしながら、4面型の大型映像装置がメインコート中央に設置されることにより、プロスポーツ、アマチュアスポーツを問わず、競技によってはプレーに支障を来す可能性があることから、移動させる必要が生じてきます。

説明によると、それは年二、三回想定されており、そのことに伴う費用負担や、競技によっては使用不可日の発生が懸念されます。

よって、今後の運営に当たっては、大型映像装置の移動が少なくなるよう効率のよい施設の貸出し、年間スケジュールを計画することや、使用中に大型映像装置が破損し、けが人の出ることがないように安全対策を十分にとることなどに留意し、多くの市民がスポーツに気軽に親しみ、楽しめる施設として、事業展開を図りたい旨、意見とさせていただきます。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第80号について採決いたします。

福島委員。

○福島委員 ただいまの意見に対しては私は賛成しますので、意見を付して原案を可決してください。

○高倉委員長 分かりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、議案第80号について採決をいたします。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

田中委員。

○田中委員 2つの理由で反対をしたいと思います。

1つは歳出ですが、マイナンバーカードの出張申請受付に伴う2,000円のクオカード配布事業であります。全額国費ではありますが、そもそもマイナンバーカードはいろんな情報を集約することによって、情報漏えいの危険がさらに高まるものとして、制度に反対をしてみました。

5年がたちましたけれども、いまだ3割台の取得率ということで、そういう不安が取得をさせない理由にもなっていると思っておりますので、今後、診察券にするとか、クレジットカードとひもづけするとか、いろんなことが言われていますけれども、そういった流れを促進することについては賛成できません。

それから、もう一つは、歳入のほうでは泉町の京成百貨店側と新市民会館をつなぐ上空通路ですね、これについては5億4,000万円もかけて、必要性のないものを、またあの地区に多額な費用を投じるということも賛成できませんので、反対をいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第87号について採決いたします。

議案第87号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第48号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第4号））（ただし、別表中歳出を除く）について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第48号について採決いたします。

報告第48号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第48号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第49号 専決処分について（水戸市手数料条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたらお願いをいたします。

田中委員。

○田中委員 この議案もマイナンバーカードの手数料に関わる変更の条例でして、賛成できません。

質問でもお聞きしたんですが、紛失した再発行の申請ですね、令和元年度は147件、去年は273件ま

で増えているということで、マイナンバーカードの見本を見ますと、氏名、住所、写真、それから個人番号が全て記載をされております。

再発行で申請に来た人の元のカードは無効化すると言いますが、既にこういう個人情報が載っているものであるわけで、交付すればするほど、それ自体の紛失の危険も高まるということで、そういった改正には賛成できませんので、反対します。

特に、5年置きに暗証番号を変更しなければならないとか、子どもはこれも5年置き、5回までの誕生日まで、20歳未満は有効期限が限られているというようなこともありますので、今後そういったたびに再発行ということが増えることが予想されます。そういう流れについても賛成できませんので、反対をしたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第49号について採決いたします。

報告第49号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、報告第49号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案等についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして、申出をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午前10時12分 散会